

整理番号	26-3	事務事業名	公園管理事業	作成部署	建設部都市整備課	電話	内線751
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 齊藤 順二	課長職名	藤井高志	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度		根拠法令等	都市公園法、同法施行令、同法施行規則、北広島市都市公園条例、同条例施行規則				
〃 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	都市公園法第2条の3で、都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が行う、と規定されている。						

## 1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	環境と共生する快適なまち	(第2章)
	節	自然と緑と公園	(第1節)
	施策	みんなが憩える公園・緑地づくり	(第2施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	都市公園の利用者及び公園施設	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	都市公園の適切な利用を促進するための運営管理等、都市公園の機能を維持し、適正な利用を推進する。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	・都市公園の清掃・草刈り・点検・剪定等の委託、及び公園施設の修繕工事など。 ・公園施設の設置、管理許可、及び都市公園の行為、占用許可など。
		17年度	同上

## 2 実施(ドウ)

## 【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	122,066	119,753	111,617	111,818
	合計	122,066	119,753	111,617	111,818
人件費(概算)	人数(年間)	2.80	2.80	2.80	2.80
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	25,200	25,200	25,200	25,200
総事業費 +		147,266	144,953	136,817	137,018

## 【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	管理対象面積	212.9ha	221.73ha	228.5ha	228.91ha
	(箇所数)	(206箇所)	(209箇所)	(211箇所)	(212箇所)
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	苦情件数	120件	73件	100件	100件
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	総事業費 ÷ 管理対象面積	70円 / m <sup>2</sup>	66円 / m <sup>2</sup>	60円 / m <sup>2</sup>	60円 / m <sup>2</sup>

**3 評価(チェック)と改善(アクション)**

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 市内の最初の都市公園は昭和41年度に開設しており老朽化が著しく、修繕では対応できない公園施設もあり、やむを得ず遊具等を撤去している場合もある。また、少子高齢化が進む中、当時の児童中心の公園施設のニーズとは変化がでてきており、施設内容の見直しを含めた再整備の検討が必要である。また、都市公園法が改正されたことにより指定管理者制度の検討が必要である。

**【妥当性の評価と改善の方法等】**

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	都市公園法第2条の3で、都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が行うと規定されており、市が行う事業であるが平成16年に都市公園法が改正され、都市公園法第5条第2項第2号に該当する都市公園施設の設置・管理を公園管理者以外の者が許可を受け実施することができることになった。	指定管理者制度は管理運営を代行させるものであることから街区公園等は、条件確認が必要。 パークゴルフ場については有料化に向け条件整理の後、実施可能と考える。
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	公園管理者として設置した公園の適切な利用の促進、都市公園の機能維持及び適正な利用増進を図る目的は妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	都市公園の清掃・草刈り・点検・剪定等の維持管理は、委託で実施している。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	都市公園は自由に利用できる施設であり、受益者負担にはなじまない。ただし、独占して使用する場合は、許可をし使用料等を徴収している。	

**【有効性と効率性の評価と改善の方法】**

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	清掃・草刈り・点検・剪定等の委託業務は、適正な利用の促進のため成果が上がっているが、老朽化の著しい公園施設は修繕では対応できないものもある。	老朽化で修繕の範囲を超えている都市公園については、再整備の検討が必要であり、基準を検討中。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	委託業務の内容により、十分コストの節減に努めている。	

**【事務事業担当部局内優先度】**

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

**4 総合判定と今後の方向性**

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	都市公園の管理業務については、今後、指定管理者制度の導入と老朽化した公園の再整備に向け、基準の検討を進める。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	公園の管理業務については、今後、指定管理者制度や市民との協働による管理方法(アダプトプログラム等)などの検討を行う。また、老朽化した公園の再整備に向け、公共施設のストック計画の動向などと連携し基準の検討を進める。